

食安輸発0924第1号
平成21年9月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(中国産上海がに及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、中国産活上海がににおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

中国産上海がに（シナモクズガニ又はチュウゴクモクズガニ、英名：CHINESE MITTEN CRAB）及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) SHANGHAI DIANJUN INTERNATIONAL TRADE CO., LTD. が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、フラゾリドンに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、フラゾリドンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参考)

1. 品名：活・上海蟹
2. 原産国：中国
3. 輸出者：SHANGHAI DIANJUN INTERNATIONAL TRADE CO., LTD.
4. 検査結果：フラゾリドン 0.002ppm（基準値：不検出）
5. 検疫所：成田空港検疫所（届出受付番号：第21018270940号1欄）
6. 輸入者：株式会社コーセー